

高齢者虐待防止に関する指針

厚生連滑川訪問看護ステーション

1. 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

当事業所では、虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為をいずれも行いません。

- (1) 身体的虐待：利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。又は正当な理由なく利用者の身体を拘束したり、外部との接触を遮断すること。
- (2) 心理的虐待：利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応、その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動で情緒的苦痛を与えること。
- (3) 性的虐待：利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること。
- (4) 経済的虐待：利用者の財産を不当に処分すること、その他利用者から不当に財産上の利益を得ること。合意なく金銭を使用したり、金銭の使用を理由なく制限すること。
- (5) ネグレクト：介護や生活の世話をを行う家族が、その提供を放任し高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。

2. 虐待防止委員会に関する事項

当事業所は、虐待発生防止に努める観点から虐待防止委員会（以下「委員会」という）を設置します。なお、本委員会の虐待防止責任者は管理者とし、委員会は年1回以上開催し、以下の内容を協議します。

- (1) 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- (2) 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- (3) 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- (4) 職員が虐待等を把握した場合、行政機関への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- (5) 虐待が発生した場合、その発生原因の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- (6) 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 虐待の防止のための職員研修を原則年1回開催します。また、新規採用時には必ず虐待の防止の研修を行います。
- (2) 研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底します。

4. 虐待が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- (1) 職員等が、利用者への虐待を発見した場合、虐待防止責任者に報告します。
- (2) 虐待防止責任者は相談や報告があった場合には、報告者の権利が不当に侵害されないよう注意を払い、虐待を行った本人に事実確認を行い、必要に応じ関係者から確認します。
- (3) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であると確認された場合には、本人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。
- (4) 事実確認を行った内容や虐待等が発生した経緯を踏まえ、委員会において、当該事案が発生した原因を検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。
- (5) 虐待等の発生後、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を行政機関に報告します。

5. 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者又はご家族に対して必要に応じて利用可能な成年後見制度について説明し、求めに応じて適切な窓口を案内する等の支援を行います。

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は、利用者や家族が自由に閲覧できるように事業所内に常設し、またホームページにおいて閲覧可能な状態とします。

7. その他虐待防止の推進のために必要な事項

「3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針」に定める研修のほか、外部機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質向上のため常に研鑽を図ります。

附則

本指針は、令和6年4月1日より施行する。